

1 消費税率引上げの趣旨・消費税の性格

POINT ① 消費税率引上げの趣旨

今般の消費税率の引上げは、幅広く国民各層に社会保障の安定財源の確保のための負担を求めることにより、社会保障の充実・安定化と財政健全化の同時達成を目指すものです。

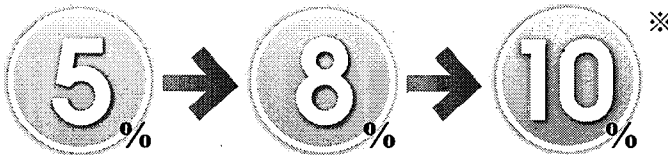
消費税率の段階的引上げ

消費税率は段階的に引き上げることで、経済活動に与える影響を抑えます。

平成9年4月より

平成26年4月より

令和元年10月より

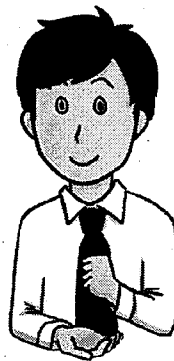


(消費税4%、地方消費税1%)

(消費税6.3%、地方消費税1.7%)

(消費税7.8%、地方消費税2.2%)

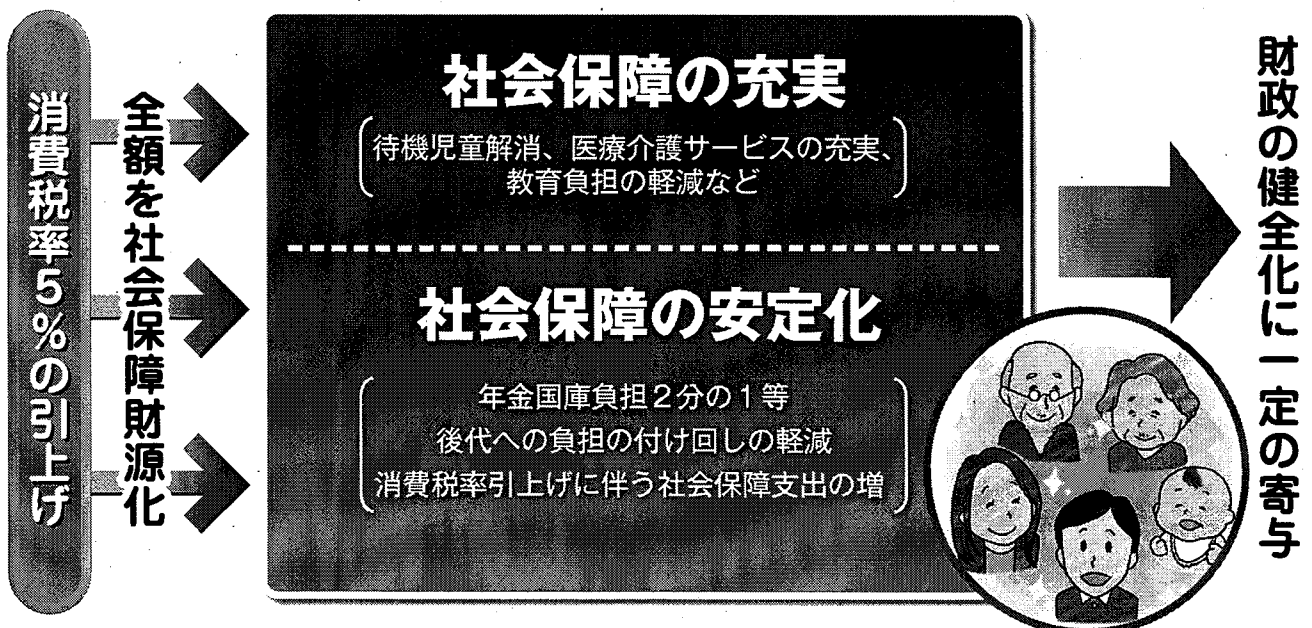
※軽減税率の対象となる飲食品(酒類及び外食を除く)及び定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞については、8% (消費税6.24%、地方消費税1.76%)となります。



なぜ消費税？

- ✓ 税収が安定しています。
- ✓ 負担が世代間で公平です。
- ✓ 経済活動に中立的です。
- ✓ 高い財源調達力があります。

社会保障の安定財源の確保



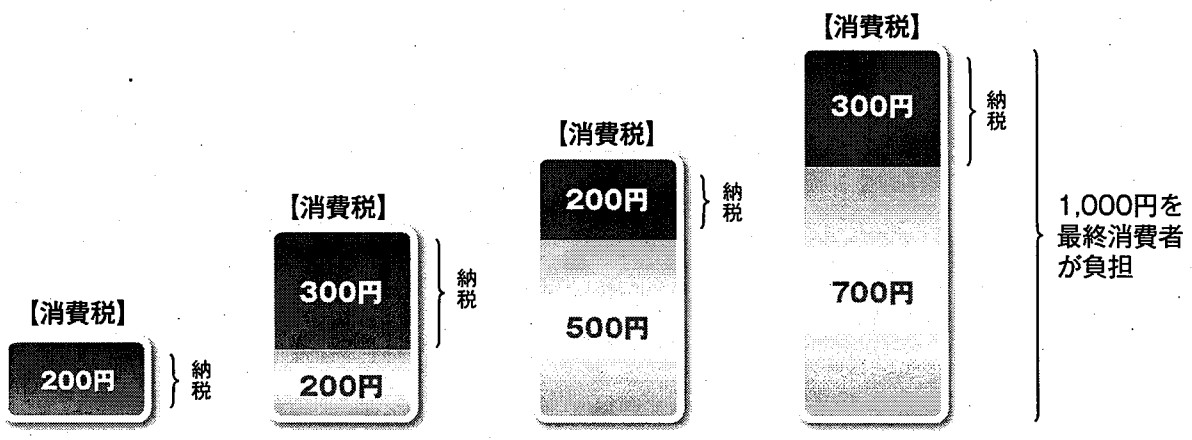
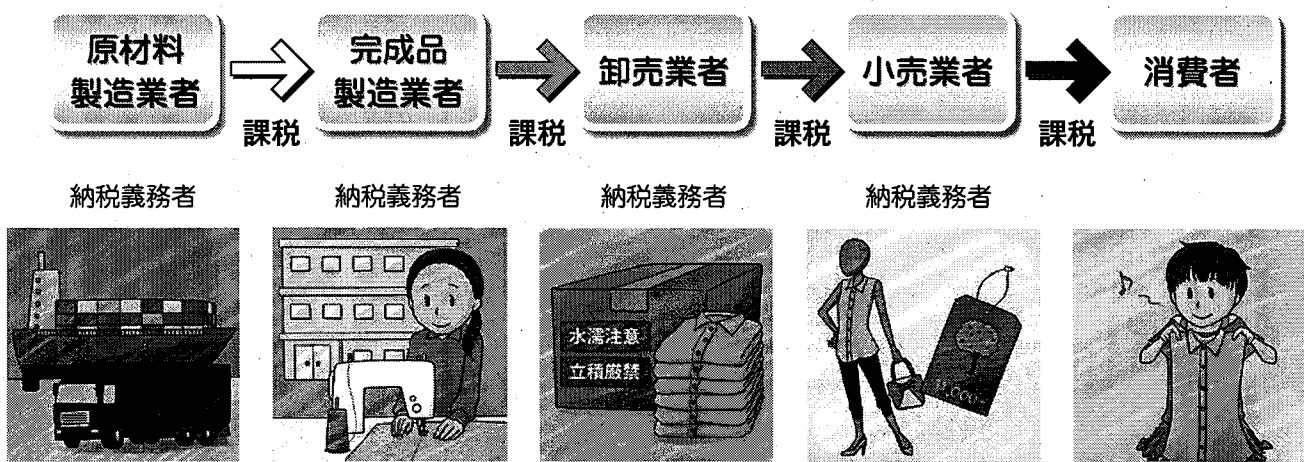
- 1 消費税率引上げの
趣旨・消費税の性格
- 2 需要動向の変化に向
て価格転嫁の動き
- 3 小売業者による
宣伝・広告
- 4 プレミアム・エコシ
ンズ（環境配慮）につ
いて
- 5 転嫁拒否等の
行為の是正
- 6 事実に戻る
（受けお待）の禁止
- 7 総額表示義務の特
例
- 8 総額表示に係る特
別表示法の適用除外
- 9 自由な価格設定と
乗値上げ
- 10 軽減税率・免税率
の適用除外
- 11 消費税価格転嫁等
の負担割合

POINT ② 消費税の性格・仕組み

消費税は、消費一般に対して広く公平に負担を求める税金です。そのため、原則として全ての財貨・サービスの国内における販売、提供などを課税対象とし、事業者を納税義務者として、その売上げに対して課税を行うとともに、税の累積を排除するために、事業者は売上げに係る税額から仕入れに係る税額を控除（仕入税額控除）し、その差引税額を納付することとされています。

事業者に課される消費税相当額は、コストとして販売価格に織り込まれて転嫁され、最終的には消費者が負担することが予定されています。

消費税の転嫁の仕組み



1 に対するお問い合わせ先 財務省主税局税制第二課 03-3581-4111(代表)